

◎新潟県告示第1696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年12月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 五泉市南本町1丁目5番18号 高橋 久義

退任年月日 平成26年11月25日